

グリーン調達基準書

第 1 5 版

制定 2003年 9月 1日

改訂 2020年 2月 5日

IKO 日本トムソン株式会社
NIPPON THOMPSON CO.,LTD.

はじめに

日本トムソン株式会社は、１９９８年度より「企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行ない、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する」を基本理念として、企業活動を行っております。

弊社は、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることが、地球環境の保全につながると考え、２００３年には「グリーン調達基準書」を制定し、お取引先様のご理解とご協力を得て、グリーン調達を推進してまいりました。

昨今、欧州を初めとした環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まってきており、このたび、弊社としてもこのような情勢を踏まえ、環境管理基準を見直し「グリーン調達基準書」を改訂することとしました。

弊社は、この基準に基づき、お取引先様や調達する物品について、環境負荷に関する調査や評価を行い、グリーン調達を一層推進し、お取引先様の皆様と共に、豊かな地球環境の実現に貢献したいと考えておりますので、グリーン調達の重要性をご理解頂き、ご協力下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

日本トムソン株式会社

製品含有化学物質統括責任者

取締役

菅原 信

1. グリーン調達目的

弊社は、グリーン調達を通じて、環境に配慮した製品をお客様にお届けしたいと考えております。そのために、地球環境の保全に積極的な取り組みを行っているお取引先様との取引を優先的に進めてまいります。

2. グリーン調達の適用範囲

この基準は、弊社の製品を構成する物品（原材料、部品、包装材、油脂類）に適用します。

※メカトロ電装部品は要相談

3. 弊社の製品を構成する物品の化学物質管理基準

化学物質管理基準は、表1及び2の通りです。

禁止物質は**意図的な使用を禁止し**、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要です。管理物質は使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等に考慮すべき物質であり、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質です。

4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するためには、お取引先様のご理解とご協力が不可欠です。

お取引開始前、弊社の**化学物質管理基準**の見直し等、弊社が必要と判断した場合に、次の通り、お取引先様の環境保全活動の状況、及び弊社が調達する物品に関わる環境への配慮の状況について調査をさせていただきます。

1) お取引先様の環境保全活動についての状況調査

ISO14001の外部認証を取得しているか、または自主的な環境管理活動について評価し、「化学物質管理評価シート」にてご回答下さい。

※評価が【要改善】となりましたお取引先様につきましては、自主的に環境管理への強化に取り組み、評価ランクの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

2) 弊社が調達する物品の化学物質管理についての状況調査

弊社が調達する物品への禁止物質及び管理物質について、お取引先様での管理状況及び物品への含有の有無を調査して頂き、「化学物質管理評価シート」、「使用・不使用物品リスト」にてご回答下さい。

なお、物品の種類等により、次の事項についてもお願いする場合があります。

- (a) 禁止物質の不使用を保証する「不使用保証書」の提出
- (b) ミルシート又はSDS(MSDS)の提出
- (c) 禁止物質の含有量をICP-AES等にて測定した「分析データ」の写しの提出
- (d) アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) (<https://chemsherpa.net/>) で定められた電子データ(chemSHERPA)の提出

また、その他に法令等の規制物質に関して含有調査をお願いする場合があります。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

表 1：禁止物質

No.	物質名	対象	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	電池	10ppm ※1
		上記以外の全ての用途	100ppm ※1, ※2
2	鉛及びその化合物	電池	40ppm ※1, ※2
		上記以外の全ての用途	1000ppm ※1
3	水銀及びその化合物	電池	5ppm ※1, ※2
		あらゆる用途	1000ppm ※1, ※2
4	六価クロム化合物	あらゆる用途	1000ppm ※1, ※2
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	あらゆる用途	1000ppm ※1
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	あらゆる用途	1000ppm ※1
7	フタル酸エステル類4種(DEHP、DBP、BBP、DIBP)	あらゆる用途	1000ppm ※1
8	三置換有機スズ化合物	あらゆる用途	1000ppm
9	ジブチルスズ化合物(DBT)	あらゆる用途	1000ppm
10	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	あらゆる用途	1000ppm
11	アスベスト類	あらゆる用途	1000ppm
12	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	あらゆる用途	0.1ppm
13	ヒ素化合物	木材防腐剤としての使用	含有無きこと ※3
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	あらゆる用途	50ppm
15	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) 及び特定代替品	あらゆる用途	意図的添加
16	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が1以上)	あらゆる用途	意図的添加
17	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	あらゆる用途	意図的添加
18	ヘキサブromシクロデカン (HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	あらゆる用途	意図的添加
19	短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)	あらゆる用途	意図的添加
20	塩化コバルト	乾燥剤内のインジケータ	含有無きこと ※3
21	酸化ベリリウム(BeO)	あらゆる用途	1000ppm
22	ポリ塩化ビニル(PVC) 及びその混合物	あらゆる用途	含有無きこと
23	ホルムアルデヒド	木工製品	含有無きこと ※3
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びその塩	あらゆる用途	1000ppm
25a	パーフルオロオクタン酸(PFOA) およびその塩	あらゆる用途	25ppb
25b	パーフルオロオクタン酸(PFOA) 関連物質	あらゆる用途	1000ppb
26	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)、(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)、 (1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	あらゆる用途	1000ppm
27	ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂	包装・保護の用途(ケース・ 緩衝材など)	意図的添加 ※3
28	オゾン層破壊物質	あらゆる用途	意図的添加

※1 欧州RoHS II の適用除外項目に該当する使用であれば可とする

※2 包装・梱包材において、均質材料中にカドミウム、水銀、六価クロム、鉛の4物質の含有量の合計が100ppm以下であること

※3 包装・梱包材を対象とし、その他の用途における調査は不要とする

表 2：管理物質

No.	物質名	用途例
1	ヒ素及びその化合物(ヒ酸カルシウム、ヒ酸トリエチル、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を含む)	塗料、難燃剤、半導体 木材の防腐剤
2	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)	合金、セラミックス材料
3	その他の有機臭素系化合物、臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	難燃剤
4	ニッケル	メッキ、表面処理 ステンレス鋼、炭素鋼
5	フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)	可塑剤、接着剤、潤滑剤
6	その他の有機塩素系化合物、塩素系難燃剤(PCB類、PCN類、PCT類、SCCPを除く)	難燃剤、可塑剤
7	過塩素酸塩	コインセル電池
8	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材
9	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材
10	ホウ酸	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤、防腐剤
11	四ホウ酸二ナトリウム無水物	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤
12	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の防腐剤
13	三酸化二ホウ素	板の糊用難燃剤、ガラス/光ファイバー
14	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名：C1ベイシックバイオレット3)	プラスチック又は塗料の染料、インク
15	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	界面活性剤、親油性フェノール樹脂の合成原料、 未反応物質
16	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	電池の電解液
17	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	溶媒、触媒、未反応物質
18	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	ポリウレタンの硬化剤
19	エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットの インク
20	リン酸トリキシリル(TXP)	全ての用途
21	ジブチルスズジクロリド、ジブチルスズジクロライド(DBTC)	電線被覆の絶縁材
22	トリエチレングリコールジメチルエーテル	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットの インク
23	1,2-ジエトキシエタン	リチウムイオン電池の電解液
24	N,N-ジメチルホルムアミド	低温環境用の電解コンデンサの電解液
25	4-アミノアゾベンゼン	顔料
26	エチレンチオ尿素	両面テープ等の接着剤、イミダゾリン系加硫促進 剤
27	4-アミノ-3-[[4'-(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]-[1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホネート二ナトリウム(C.I.ダイレクトブラック 38、クロラゾールブラックE)	染料、インク
28	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(C.I.ダイレクトレッド 28、コンゴーレッド)	紙と織物の直接染料、生体染色、酵母の生染色、 pH指示薬
29	分岐および直鎖の 4-ノニルフェノールエトキシレート	ペンキ、ラッカー、ニス
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	紫外線防止剤、紫外線吸収剤
31	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル(DOTE)	
32	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	

【 グリーン調達基準書 改訂履歴 】

第 1 版	2003年 9月 1日	制定
第 2 版	2005年 8月26日	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
第 3 版	2006年 5月15日	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
第 4 版	2007年 8月 1日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第 5 版	2009年 4月20日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第 6 版	2010年 4月21日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第 7 版	2011年 4月28日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第 8 版	2012年 4月23日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第 9 版	2013年 5月31日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第10版	2014年 4月30日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第11版	2015年 6月10日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第12版	2016年10月14日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第13版	2018年 4月 2日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第14版	2019年 4月24日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第15版	2020年 2月 5日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂

発行者：製品含有化学物質統括責任者

作 成：製品含有化学物質管理事務局